

①死亡に関する市役所以外の手続（あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先にお問合せください。）

| 対象 | 主な手続 | 必要なもの | 専門家 | 手続き先 |
|------------------------|----------------------|---|------|---|
| 生命保険等 | 死亡保険金の請求 入院給付金の請求 | 死亡から2年以内 ・保険金請求書（保険会社から） ・保険証券 ・保険受取人と故人の戸籍謄本 ・死亡診断書 ・受取人の印鑑証明書 など 注）保険の受取人が故人の場合は相続財産の対象になりません。 ※保険会社に確認が必要です。 | | 契約していた生命保険会社 |
| 預貯金口座等 | 口座解凍手続 | ・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明 ・遺産分割協議書 （協議後は戸籍・印鑑証明は相続者のみでよい） ・通帳 など ※預金のある金融機関に確認が必要です。 銀行によっては少額の場合必要書類が少なくなることもあります。 例えば大分銀行は200万円以下など。金融機関にお尋ねください。 | | 預け入れ金融機関 （その他故人の引き落とし口座やキャッシュカードの手続きもあります） |
| 株式等 | 名義変更等 | ・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明など ・遺産分割協議書 ※株権のある証券会社に確認が必要です。 | | 該当株式の証券会社 |
| 普通自動車・126cc以上の軽二輪・小型二輪 | 自動車税 名義変更・廃車等 | 普通自動車の税金について | | 別府県税事務所 別府市大字鶴見字下田井 14-1 0977-67-8211 |
| | | 普通自動車、126cc以上の軽二輪・小型二輪の名義変更や廃車手続 不動産相続関係と同等の書類が必要です→有料代行が多い ・車検証 ・車庫証明（故人と新所有者の住所が同一の場合は不要） ※毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 早めの手続きをお願いします。 | 行政書士 | 大分運輸支局 大分市大州浜1丁目1-45 050-5540-2087 |
| 軽四輪 | 名義変更・廃車等 | 軽自動車の名義変更→有料代行が多い ・車検証 ・印鑑（原則不要。詳細は軽自動車協会にお問い合わせください。） ・新所有者の住民票（マイナンバーのない3箇月以内発行のもの） ・車両番号変更の場合はナンバープレート2枚 ・車庫証明（故人と新所有者の住所が同一の場合は不要） 廃車手続は名義変更手続後に行う ※毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 早めの手続きをお願いします。 | 行政書士 | 大分県軽自動車協会 大分市三佐5丁目1-27 097-524-0222 |
| 所得税準確定申告 | 所得税の申告・納税 | 死亡日の翌日から4箇月以内 ・亡くなった年の1月1日から死亡日までの所得の申告書 ・所得の控除資料（生命保険領収書・医療費控除証明資料など） 故人が、自営業または、年収2千万円以上の給与所得者の場合 | 税理士 | |
| 国税関係 | 相続税手続 所得税・消費税申告手続 | 死亡日の翌日から10箇月以内 ・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明 など 遺産に係る基礎控除以下の場合、申告・納税不要 基礎控除額（3,000万+（600万×法定相続人の数）） | 税理士 | 別府税務署 別府市光町22-25 0977-23-2111 |
| 不動産登記関係 | 土地・家屋等 所有権移転登記 | ・故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・故人の戸籍の附票または住民票の除票 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍の附票または住民票 ・相続人全員の印鑑証明など ・遺産分割協議書 ・固定資産評価証明書→これに基づき相続税がかかる | 司法書士 | 大分地方方法務局 大分市荷揚町7-5 097-532-3161 |

| | | | | |
|------------------|---------|--|-------------|---------------------------------------|
| 遺言書 (公正証書を除く) | 検認・開封 | <ul style="list-style-type: none"> ・開封していない遺言原本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・受遺者（遺言で財産贈与を受ける方）の戸籍謄本 ・遺言者の出生から死亡までの全ての戸籍謄本 ・印鑑など | 弁護士 司法書士 | 大分家庭裁判所 大分市荷揚町7-15 097-532-7161 |
| 相続放棄 | 相続放棄の申立 | 相続開始の3箇月以内に申請 <ul style="list-style-type: none"> ・相続放棄申述書 ・故人の戸籍の附票又は住民票の除票 ・相続放棄する方の戸籍謄本 など | 弁護士 | 大分家庭裁判所 大分市荷揚町7-15 097-532-7161 |

注意) 行政書士ができる < 司法書士ができる < 弁護士ができる

専門家：有料代行を依頼される場合

●市役所が発行する必要書類は下記のとおりです。

戸籍・住民票・税に関する証明書

なお、戸籍謄本等につきましては、申出により原本を返却されるものもあります。

②死亡に関する市役所以外の手続（あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先にお問合せください。）

| 対象 | 主な手続 | 必要なもの | 手続き先 |
|--------------|---------------------|---|--|
| 固定電話 携帯電話 | 名義変更・解約 | 各契約会社にお問合せください。 | 各契約会社 |
| NHK受信料 | 名義変更・解約 | NHKに連絡し、手続きを行ってください。 | NHK名義変更 フリーダイヤル 0120-151515 |
| 公共料金 | 電気・ガス・水道 名義変更・解約 | 電気 ガス 水道（別府市上下水道局）に連絡してください。 | 各契約会社 |
| 賃貸住宅 | 解約・名義変更 | 家主・管理不動産会社に連絡してください。 | 家主・管理不動産会社 |
| 運転免許証 | 返納 | 右記に連絡してください。 | 別府警察署 0977-21-2131 |
| インターネット | 解約・名義変更 | 契約会社に連絡してください。 | 契約会社 |
| クレジットカード | 解約 | 契約会社に連絡してください。 | 契約会社 |
| パスポート | 返納・無効化 | パスポートの有効期限が残っている場合のみ手続き <ul style="list-style-type: none"> ・故人のパスポート ・死亡届 ※希望すれば後日返却できます。 | 別府市市役所市民課 パスポート係①番窓口 大分市パスポートセンター 大分市役所本館地下一階 097-574-6355 |
| ケーブルテレビ | 名義変更・解約 | ケーブルテレビに連絡してください。 | CTBメディア 0977-24-3553 |
| 故人の住居の 片付 | 遺品の処分 | <ul style="list-style-type: none"> ●家電等のリサイクル法対象物→郵便局で家電リサイクル券を購入した後 →指定の引取場所に持ち込み 無料 →生活環境課に連絡・有料 0977-66-5349 ●粗大ゴミの廃棄→屋外に搬出できる →別府市生活環境課0977-66-5349へ電話 →屋外に搬出できない→市の許可業者をご案内します ●多量ゴミは藤ヶ谷清掃センターに持込可 0977-67-6111 料金:重さによる もやすゴミ 月～土・祝 8:30～17:00 もやさないゴミ・粗大ごみ 月～金 9:00～15:00 | |
| | 部屋の清掃 | シルバー人材センター 0977-78-2200（要相談 お受けできない場合あり） | |

死亡に関する手続きは、故人により様々です。

届出に必要な書類も、提出先や相続される方の続柄等で異なります。

お手数ですが、必ず届出先にご確認ください。